

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2026 年 5 月 20 日

トヨタ自動車株式会社

2026年5月20日

## 吸収分割に係る事前開示事項

愛知県豊田市トヨタ町1番地  
トヨタ自動車株式会社  
代表取締役 宮崎 洋一

トヨタ自動車株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）は、OneStream株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で2026年5月20日に、吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2026年6月29日を効力発生日として、吸収分割会社が営む物流効率化システム「OneStream」の開発・運用及び当該システムに関連する顧客へのサービス提供並びにこれらに付随する事業に関し、吸収分割会社が有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）  
別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。  
なお、本吸収分割は吸収分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となります。
2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）  
吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して吸収分割会社に対し、本吸収分割により吸収分割会社から承継する権利義務の対価として、吸収分割承継会社の普通株式2,005株及びA種優先株式8,665株を交付します。  
吸収分割会社に対して交付される株式の数は、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が協議のうえで決定したものであり、相当であると判断しております。  
また、吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して資本金及び準備金の額を以下のとおり増加させる予定であり、いずれも吸収分割承継会社の財務状況等の諸事情に照らして、相当であると判断しております。
  - ① 本吸収分割によって増加する資本金の額：1億4,000万円
  - ② 本吸収分割によって増加する資本準備金の額：1億4,000万円

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）  
該当事項はありません。
4. 吸収分割会社の新株予約権についての相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）  
吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項  
吸収分割承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表等は次のとおりです。
  - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）  
別紙 2 のとおりです。
  - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）  
該当事項はありません。
  - (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）  
該当事項はありません。
6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）  
該当事項はありません。
7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）
  - (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込み  
本吸収分割後の吸収分割会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれています。また、本吸収分割後に予想される吸収分割会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されておらず、本吸収分割後の吸収分割会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。
  - (2) 吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する債務の履行の見込み  
本吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される吸収分割承継会社の資産及び負債の

額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されておらず、本吸収分割後の吸収分割承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

## 吸収分割契約書

トヨタ自動車株式会社（以下「甲」という。）及び OneStream 株式会社（以下「乙」という。）は、甲の本対象事業（第 1 条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、本分割効力発生日（第 7 条において定義する意味を有する。以下同じ。）をもって、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、甲が営む港湾コンテナ物流を含む物流を取り扱う各業種に対する各種サービス（トヨタ生産方式やデジタルトランスフォーメーション技術等を活用した、輸送企業に対する自動配車サービス、倉庫企業及びターミナルに対する進捗管理及び情報共有サービス並びに倉庫及び荷主企業に対する倉庫作業管理サービス）等を提供し、サプライチェーンにおける各プロセスの連携を向上させ、これにより物流の輸送効率を向上させる OneStream 事業（以下「本対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

### 第2条（本吸収分割をする当事者の商号及び住所）

本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

#### 甲 吸収分割会社

商号：トヨタ自動車株式会社

住所：愛知県豊田市トヨタ町 1 番地

#### 乙 吸収分割承継会社

商号：OneStream 株式会社

住所：愛知県名古屋市中区錦二丁目 15 番地 22

名古屋伏見 K フロンティア 9F

### 第3条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の資産その他の権利義務とする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受の方法による。
3. 甲は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の債務以外の乙の債務についてその履行をしたときは、当該履行により乙が現にその債務を免れた額を限度として、乙に対して求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式の数及び割当て）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式 2,005 株及び A 種優先株式 8,665 株を甲に対して割当交付する。

第5条（本吸収分割に際して増加すべき乙の資本金及び資本準備金等）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金及び資本準備金等の額は、以下のとおりとする。但し、本分割効力発生日の前日における本対象事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 資本金の額   | 1 億 4,000 万円 |
| (2) 資本準備金の額 | 1 億 4,000 万円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0 円          |

第6条（分割承認決議等）

甲及び乙は、本分割効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び吸収分割に必要な事項に関する機関決定（株主総会決議を含む。）を行うものとする。

第7条（本吸収分割の効力発生日）

本分割効力発生日は、2026 年 6 月 29 日とする。但し、本吸収分割の手の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結後本分割効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって本対象事業に係る業務を執行し、財産の管理及び事業運営を行うものとする。甲及び乙が本対象事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議し合意のうえで行う。

第9条（対抗要件具備等及びその費用負担）

1. 甲及び乙は、承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うこととする。
2. 前項に定める手続に要する費用（公租公課を含む。）は、甲乙間で別途合意のない限り、各自がこれを負担する。

第10条（競業避止義務）

甲は、本対象事業に関し、乙に対し、競業避止義務を負わない。

#### 第11条（本吸収分割に係る条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後本分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本契約に従った本吸収分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本吸収分割の目的の達成が困難となった場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）には、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合及び本分割効力発生日の前日までに第5条に定める機関決定による本契約の承認又は法令の定める関係官庁の承認が得られない場合は、その効力を失う。

#### 第13条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約の履行又は解釈に関し紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙で協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本書（又はこれに代わるその電磁的記録）を作成し、各自記名押印（又は電子署名その他これに代わる電磁的処理）を行った上、甲乙各自保管する。

2026年5月20日

甲：愛知県豊田市トヨタ町1番地  
トヨタ自動車株式会社  
代表取締役副社長 宮崎 洋一

乙：愛知県名古屋市中区錦二丁目15番地22  
名古屋伏見Kフロンティア9F  
OneStream 株式会社  
代表取締役 足立 聡史

別紙

## 承継対象権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、次の資産、債務及び契約（但し、雇用契約を除く。）並びにこれらに関する権利義務とする。但し、甲及び乙は、協議の上、本分割効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

### 1. 承継する資産

甲が、本分割効力発生日の前日の終了時において保有している以下の資産。但し、知的財産権については、下記 5.に記載する。

#### ① 流動資産

本対象事業に属する売掛金債権、商品（GPS、スマートフォン、モバイルバッテリーその他本対象事業に係る商品）、前払費用その他流動資産。但し、その他流動財産のうち、別途甲乙間で合意したものを除く。

#### ② 固定資産

本対象事業に属する工具器具備品（パソコン、ディスプレイ、テレビ運搬ケースその他これらに類するもの）、ソフトウェアその他固定資産。但し、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、別途甲乙間で合意したものを除く。

#### ③ 上記に掲げる資産のほか、本対象事業に専ら属する一切の資産

### 2. 承継する契約等（但し、雇用契約を除く。）及び権利義務

本分割効力発生日の前日の終了時において有効に締結されている、本対象事業に属するユーザーとの間のサービス利用契約及びリース契約の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、別途甲乙間で合意したものを除く。

### 3. 承継する負債

本分割効力発生日の前日の終了時において存在する、本対象事業に関する未払金その他負債。但し、流動負債・固定負債のうち、別途甲乙間で合意したものを除く。

### 4. 雇用契約の取扱い

本対象事業に従事する甲の従業員に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務は、乙に一切承継されないものとする（但し、法令に基づき従業員を承継する場合には、当該従業員との雇用契約及び当該従業員に係る退職給付引当金を承継する。）。

## 5. 承継する知的財産権

本分割効力発生日の前日の終了時において、甲が本対象事業に関して保有する特許、実用新案、商標、意匠、著作権（「OneStream」の商標及び動態管理に基づき最適な配車を自動的に計画し、その情報を共有する本対象事業に係るサービスに関するシステムのソースコードを含むが、これらに限られない。）その他知的財産権。但し、別途甲乙間で合意したものを除く。

以 上

## 貸借対照表

(令和8年 4月 1日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000,000	流動負債	0
預金	10,000,000		
		負債合計	0
		純資産の部	
		資本金	10,000,000
		純資産合計	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債・純資産合計	10,000,000

OneStream株式会社